

**宮崎県移住ガイドブック作成業務委託に係る
企画提案競技実施要領**

1 事業の目的

県外在住で本県への移住を希望・検討されている方々に対し、本県の魅力や移住までのプロセス、県や市町村の関係施策等を分かりやすく情報発信するためのガイドブックを新たに作成し、本県への移住の促進を図ることを目的とする。

2 委託の内容

宮崎県移住ガイドブック作成業務委託仕様書による。

3 契約委託料

3,500,000 円（消費税及び地方消費税を含む）を上限とします。

※ 委託業務に係る全ての経費が含まれています。

※ 委託料の支払は、委託業務完了後となります。

4 委託期間

契約締結の日から令和 8 年 3 月 10 日（火）まで

5 企画提案競技参加資格要件

次の全ての条件を満たしていること。

- (1) 法人格を有する団体であること。
- (2) 宗教活動や政治活動を主たる活動の目的としていないこと。
- (3) 宮崎県暴力団排除条例（平成 23 年条例第 18 号）第 2 条第 1 号に規定する暴力団、又は代表者及び役員が同条例第 4 号に規定する暴力団関係者でない者。
- (4) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 に該当しない者。
- (5) 県が発注する業務、事業において、入札参加資格停止又は指名停止の措置を受けていないこと。
- (6) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始申立て、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立て又は破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づく破産手続開始の申立てがなされていない者。
- (7) 県税に未納がないこと。
- (8) 地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 321 条の 4 及び各市町村の条例の規定により、個人住民税の特別徴収義務者とされている法人にあっては、従業員等（宮崎県内に居住しているものに限る。）の個人住民税について特別徴収を実施している者又は特別徴収を開始することを誓約した者。
- (9) 受託業務に関するノウハウを有し、かつ当該受託業務を円滑に遂行するための必要な経営基盤を有していること。
- (10) その他、県との協議に真摯に対応し、事務処理を遅漏なく処理できること。

6 企画提案競技実施の公示方法

県ホームページにより公示

7 企画提案競技スケジュール（予定）

- | | | |
|-----|----------|------------------|
| (1) | 実施公告 | 令和7年8月 8日（金） |
| (2) | 質問受付期限 | 令和7年8月15日（金）午後5時 |
| (3) | 参加申込提出期限 | 令和7年8月22日（金）午後5時 |
| (4) | 企画書提出期限 | 令和7年9月 5日（金）午後5時 |
| (5) | 審査結果通知 | 令和7年9月12日（金）まで |

8 企画提案競技の方法

- (1) 質問票（別紙1）の提出 ※任意
- ア 提出期限 令和7年8月15日（金）午後5時まで
- イ 提出先 下記「11 問い合わせ先」内の提出先宛
- ウ 提出方法 電子メール
- ※提出確認のため、送信後は担当者へ連絡すること
- エ 回答 原則として、質問受付日から3日以内（土日祝日除く）に電子メールにて回答する。
- ※軽微なものを除き、企画提案競技への参加申込書提出者全員に電子メールにて通知する（質問者名は公表しない。）。
- (2) 参加申込書（別紙2、別紙2-2）の提出
- ア 提出期限 令和7年8月22日（金）午後5時まで
- イ 提出先 下記「11 問い合わせ先」内の提出先宛
- ウ 提出方法 電子メール
- ※提出確認のため、送信後は担当者へ連絡すること
- エ 提出様式 単独で参加する場合は別紙2を、共同企業体を構成する場合は別紙2-2を提出すること
- (3) 企画書等の提出
- ア 企画提案書：7部（提案は、1社1案とし、A4版で1冊にまとめること）
- イ 応募団体の概要：7部（A4版で1枚にまとめること）
- （記載事項）
- ①名称
- ②所在地
- ③代表者職氏名
- ④担当者職氏名
- ⑤担当者連絡先（電話・電子メール）
- ⑥類似業務の履行実績
- ウ 見積書：7部（原本1部、写し6部）
- 費用内訳を記載し、金額は「税込」、宛名は「宮崎県知事 河野俊嗣」、業務内容は、「宮崎県移住ガイドブック作成業務委託」とすること。

- エ 誓約書（別紙３）：１部
- オ 共同企業体を構成する場合は、共同企業体協定書（別紙４）：１部
- カ 提出期限 令和７年９月５日（金）午後５時まで（必着）
- キ 提出先 下記「１１問い合わせ先」内の提出先宛
- ク 提出方法 持参又は郵送（郵送の場合は、書留郵便に限る）

(5) 審査

書類審査による「企画提案競技方式」とし、次の項目について６名の審査員による審査を行い、合計得点が最も高かった参加者を受託者として決定する。参加者が１者の場合は、審査の結果総合計１８０点以上（３０点×６名）であれば、受託者として決定する。

（審査基準）

ア 内容・構成

宮崎県での魅力ある暮らしをイメージしやすい内容・誌面構成となっているか。
移住検討層の関心を引くよう、イラストを使用するなど親しみやすさがあり、かつ情報を見やすく整理して掲載する工夫がされているか。

イ デザイン

写真、書体、イラスト等を効果的に用いて、宮崎暮らしを感じられるデザインとなっているか。
数ある冊子類が並ぶ中でも手に取りたくなるよう、表紙のデザイン等の工夫がなされているか。

ウ 業務遂行能力

本業務の実施に十分な業務実施体制であるか。また業務を適切に遂行する技術や実績を有しているか。

エ 業務実施計画

計画的な業務スケジュールとなっているか。

オ 経費積算

経費の積算が妥当かつ経済的であるか。また、提案内容と整合性が図られているか（配点（５点）×全提案者のうち最低提案額／本提案者の提案額）

(6) 審査結果の通知

審査結果については、令和７年９月１２日までに、採択・不採択にかかわらず書面で通知する。

(7) 当手続中に、次のいずれかに該当することとなった場合は、当該参加者の参加資格を失格とする。

- ア 当該手続の参加資格を満たさなくなったとき
- イ 提案書を期限までに提出しないとき
- ウ 提案書の内容が、公示した仕様又は条件に明らかに適合しないとき
- エ 虚偽記載、その他不正な行為があったと認められるとき

オ 提案の内容が契約上限額を超えているとき

カ 「ア」から「オ」に掲げるもののほか、当該手続に関する条件に違反したとき

- (8) (7)に基づき失格とする者があるときは、当該参加者に書面で通知するものとする。

9 契約保証金

宮崎県財務規則（昭和 39 年宮崎県規則第 2 号）第 101 条の規定による。

10 その他

- (1) この企画提案競技に係る説明会は、開催しない。
- (2) 今回の企画提案競技への応募に要する経費については、応募者の負担とする。
- (3) 提出書類については返却しない。
- (4) 審査の結果、提出されたすべての企画提案が、本県が想定する基準を満たしていないと判断される場合は、採択なしとする場合がある。
- (5) 受託者は、業務の処理に当たって、業務の内容及び範囲について県と十分に打合せを行い、業務の目的を達成するものとする。
- (6) 実施できない事業が生じた場合には、既に発生した必要経費を除いて、委託料を減額するものとする。
- (7) この業務に関する制作物の著作権及び複製権は全て県に帰属するものとする。

11 問い合わせ先

〒880-8501 宮崎県宮崎市橘通東 2 丁目 10 番地 1（県庁本館 3 階）

宮崎県総合政策部 中山間・地域政策課

移住・定住推進担当 谷口

電 話 0985-26-7922

電子メール chusankan-chiiki@pref.miyazaki.lg.jp